

財務報告の適正性の担保 – 実務（公認会計士業務・IFAC 等）の観点

樋口 尚文
公認会計士

要 旨

本稿は、日本の非上場企業・中小企業が、国際会計基準（IFRS）を適用すると仮定する場合の、財務報告の適正性の担保（または信頼性の付与）について、実務の観点から検討することを目的としている。

まず、非上場企業・中小企業の範囲と会計制度について検討した。日本の非上場企業・中小企業が適用する財務報告の枠組みについて、会社法の規整のもとでは「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として、様々な基準またはガイダンスを使用できることを確認した。海外の非上場企業・中小企業においては IFRS for SMEs の使用は先進国では限られていて、各国の会計基準が使用される傾向が多いことを確認した。

つぎに、非上場企業・中小企業の財務報告に関する監査・保証業務の利用について検討した。日本の場合は公認会計士または監査法人による監査・保証業務の提供は上場企業が中心であり、非上場企業・中小企業への提供は少ないことを確認した。対照的に、海外では国際会計士連盟（IFAC）の支援を受けて、中小会計事務所が非上場企業・中小企業に監査・保証業務を広範に提供していることを確認した。

最後に、日本の非上場企業・中小企業の IFRS または IFRS for SMEs との関係、民法改正と行政庁の動向、会社法における論点および公認会計士または監査法人による監査・保証業務とその長所および短所について検討した。

I はじめに

筆者は、2017年6月17日に青森県青森市の観光物産館アスパム（準備委員会は青森大学）で開催された国際会計研究学会第8回東日本部会において、「国際会計基準の下での非上場企業・中小企業会計をめぐる課題」という統一論題について、「財務報告の適正性の担保—実務（公認会計士業務・IFAC等）の観点」というテーマで発表する機会を得た。本稿は、そこでの発表内容の概要をまとめ、部会での質疑や発表後に触れた文献なども踏まえ、さらに加筆修正したものである。

テーマに関連して、青森県では中小企業の割合が非常に高いため、青森県における非上場企業・中小企業の国際会計基準の適用可能性について報告するように依頼を受けた。そこで、筆者は非上場企業・中小企業の会計基準そのものではなく、会計情報・財務報告等の利用のされ方や、その適正性を担保するための手段について、公認会計士業務・IFAC（国際会計士連盟）等の実務家の観点から議論を進めた。なぜならば、国際会計基準（国際財務報告基準など呼称が複数あるが以下「IFRS」で統一する。）または日本の会計基準やガイダンスなどにしたがっていたとしても、公認会計士または監査法人による監査・保証の提供による信頼性の付与がなくては、利用者にとっての情報の意義や有用性が低下する場合があると考えるからである。

この観点から、筆者は次の内容の報告を行った。

- ・非上場企業・中小企業の範囲と会計制度の日本と海外との比較
 - ・非上場企業・中小企業に関する公認会計士業務の日本と海外との比較
 - ・日本の非上場企業・中小企業監査の論点
- 以下、これらの内容の概要を述べる。

II 非上場企業・中小企業の範囲と会計制度の日本と海外の比較

1. 日本の非上場企業・中小企業

日本の非上場企業について分類すると以下のようになる。

- ① 上場企業の子会社・関連会社
- ② 非上場の金融商品取引法適用会社
- ③ 非上場かつ会社法上の大会社
- ④ 公開準備中の非上場企業
- ⑤ いわゆる中小企業
- ⑥ 外資系企業の子会社・支店
- ⑦ 特別目的事業体や他の事業体（会社法に規定されていないファンド・学校法人・社会福祉法人・医療法人・労働組合・公益法人など）

このような分類のもとで、①から④までの企業は企業会計基準委員会等が公表する会計基準（いわゆる日本基準）またはIFRSなどに準拠して財務諸表を作成することになる。一方、⑤の中小企業については、日本基準の他に「中小企業の会計に関する指針」（中小指針）、「中小企業の会計に関する基本要領」（中小要領）、または法人税法にしたがって財務諸表を作成することになる。これは、会社法431条が「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」としている以外に、採用が強制される明確な会計基準がなく、幅があるものとされるからである。この中にはIFRSまたは中小企業向けIFRS（IFRS for SMEs）も含まれる可能性もある。一方、⑥の外資系企業についても⑤と同様に法的に採用が強制される明確な会計基準はないものの、親会社などの株主に対しては、IFRSまたはIFRS for SMEs若しくは米国基準または各国の会計基準にしたがった会計情報を報告することが一般的である。さらに、⑦において、金融商品取引法または会社法の規整

を受けない事業体を列挙したが、これらはそれぞれの財務報告の枠組みに従い財務諸表を作成することになる（たとえば、学校法人であれば、文部科学省が公表する学校法人会計基準によるなど）。

2. 海外の非上場企業・中小企業

海外の非上場企業・中小企業の制度のすべての詳細についてここで述べることは不可能であり、本報告の目的でもないため、一般論について述べることにする。

IASB（国際会計基準審議会）は、IFRS for SMEs の適用対象を、公的説明責任（Public Accountability）を有しない企業と想定している（IASB [2015], para1.2(a)）。したがって、IASBによると、公的説明責任を有する企業がIFRS（完全版IFRS）を適用し、公的説明責任を有しない企業が一般目的財務諸表を作成する場合はIFRS for SMEsを適用することを想定している。たとえば、非上場企業であっても、金融機関等で、外部者の広範なグループの受託者として資産を保持している場合には、公的説明責任を有する企業に含まれるとIASBは考えている（IASB[2015], para1.3(b)）。また、IFAC（国際会計士連盟）においては、社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entity（PIE））を定義している。各国での運用の違いがあると思われるものの、PIEに該当しないものが一般的には非上場企業・中小企業の範囲に含まれると考えることができる。

つぎに、海外における非上場企業・中小企業の会計や、IFRS for SMEsの浸透度について検討してみる。IASBの公表資料によると、IFRS for SMEsの適用国は85カ国に及ぶ（IFRS Foundation [2017], P1）。この内訳をみると、いわゆる先進国でのIFRS for SMEsの適用は、イギリス、南アフリカ、ブラジル、シ

ンガポールなどわずかであり、他の適用国は発展途上国など元々会計基準が整備されていなかったと推測される国が多いと考える。とすると、他の先進国は国内基準を採用しているということになり、この点に限っていうと日本の制度にやや近いということになる。

III 非上場企業・中小企業に関する公認会計士業務の日本と海外との比較

1. 日本の中小監査法人と上場企業、非上場企業・中小企業

日本で、大手監査法人の上場企業の監査市場のシェア率は72%・約2,600社、中小監査法人の上場企業の監査市場のシェア率は28%・約1,000社となっており（町田[2015], P85）、欧米を中心とする海外の監査市場とは事情が大きく異なる。

上場企業を除くと会社法監査の適用となる会社数は約10,000社であり（財務会計基準機構[2010], P20）、我が国ではいわゆる中小企業数が300万社程度と言われていることから考えると監査・保証業務を受ける割合は海外と比べると低い。すなわち、現在の制度では、II 1.の①から④までおよび⑦の一部が、公認会計士または監査法人（公認会計士等）による法定（または任意）監査の対象であり、⑤については監査・保証業務の利用は少なく、⑥については親会社などの株主の要請などから何らかの監査・保証業務を受けることが多い。

一方、監査法人規模の大小に関わらず、外資系企業を除けば、非上場企業・中小企業に対する任意監査業務の提供は、法定監査と比べると、企業数の面でも報酬の面でも少ない。監査法人ではない中小会計事務所所属の公認会計士のクライアントは中小企業であるが、税理士

業務（申告代理・税務顧問等）が中心であり、監査・保証業務の提供は比較的少ない。

非上場企業・中小企業に対する公認会計士等による任意の監査・保証業務の提供が浸透していない背景は、銀行融資において担保・個人保証または信用保証協会の保証が有力な債権回収の裏付けの一つであり、金融行政や会社法の立法過程においても行政庁が非上場企業・中小企業の財務諸表に公認会計士等の監査・保証による信頼性の付与が（上場企業・大会社と比較して）必要だとは思っていなかったことが影響していると思われる（むしろ、公認会計士等は会計参与などの形で関与することが会社法の観点から期待されていたと考える）。この点に関して近年変化の兆しがみられることについては、IVにおいて記す。

2. IFAC と海外の中小企業・中小会計事務所

(1) IFAC の中小会計事務所・中小企業への支援

IFAC は、各国の会計士団体が構成員となって形成する、いわば国際的な自主規制団体といえる。IFAC では、IAASB（国際監査・保証基準審議会）や IESBA（国際会計士倫理基準審議会）が、職業会計士の監査や倫理の基準などを設定しているが、IFAC 内ではそれら以外にも、様々な活動が行われており、その中の一つとして、中小規模の会計事務所が協議する SMPC（中小事務所委員会）が設置されている。

IFAC においては、上述のとおり監査や倫理などの基準設定を行っているが、PIE も含めた業務を想定しているため、複雑かつ基準の量も増加する傾向にある。このような基準設定の傾向のもとで、いわゆる大手会計事務所（4 つまたは 6 つ）では人的および金銭的リソースが十分にあるため、適用が困難なことは少ないと考

えられる。一方、中小会計事務所などはそのようなリソースが少ないため、基準設定のスピードや規制強化の流れについていくことが困難である。中小会計事務所が負担する規制対応コストは翻って中小企業に報酬という形で負担されることになるが、海外において中小企業に対する監査・保証業務は中小会計事務所にとって重要であることから、SMPC では様々なツールを用意し、中小会計事務所の便宜を図っているし、各国の会計士団体がこれを母国語に翻訳することも奨励している。具体的には、中小企業監査における国際監査基準利用ガイド（Guide to Using International Standards on Auditing in the Audits of Small- and Medium-Sized Entities）、レビュー業務ガイド（Guide to Review Engagements）、中小会計事務所のための品質管理ガイド（Guide to Quality Control for Small- and Medium-Sized Practices）、および中小会計事務所のための業務管理ガイド（Guide to Practice Management for Small- and Medium-Sized Practices）などがある。国際的なネットワークが提供するツールなど利用できない各国の中小会計事務所はこれらの SMPC のツールや支援策を活用して、非上場企業・中小企業の監査・保証業務を行っている。

(2) 海外の中小会計事務所

また、海外では、非上場企業・中小企業の法定監査が日本より広範に要求される法域がある。たとえば、EU の会計指令によると、一定規模（①売上 8 百万ユーロ、②総資産 4 百万ユーロ、および③従業員数 50 名の 3 要件の 2 つを満たすもの）の中小企業には法定監査を要求し（EU [2013], Article3(2)）、各国はそれよりも厳しい規制を設けることもできるようである（弥永 [2015a], P49 および FEE [2016],

P1)。また、東南アジアにおいてもマレーシアやシンガポールでは、すべての企業が法定監査の対象となるようである。一方、アメリカでは、上場企業や SEC 登録企業には 1933 年証券取引法および 1934 年証券取引所法に基づく法定監査義務があるのに対し、非上場企業・中小企業に対して法定監査義務はないものの、一定規模の融資を受ける際には、融資者である銀行などの債権者が、融資契約などに基づいて公認会計士による任意の監査・保証業務を提供させることにより、財務報告の適正性の担保を求める実務慣行が一般的である。

これらに加えて、税務申告に会計士の監査報告の添付が必要となる（香港など）法域もある。

したがって、海外においては非上場企業・中小企業であっても、法定監査の範囲は日本と比べると広い国が少なくないと言えるだろうし、財務報告について監査報告などの第三者の信頼性の付与がないと、実務上は資金調達が困難になることも少なくない。

なお、ヨーロッパの法定監査に関連して、たとえば北欧では小規模企業であっても法定監査の範囲が広いため、小規模事業者向けに別個の監査基準を設定して欲しいという要望があるが（NRF [2015]）、IAASB は、元々監査基準は一つであるべきという考えを持っていたため、(中) 小企業監査向けの基準が設定されるかどうかは現時点では不明である。

いずれにせよ、ヨーロッパでは公的説明責任のある企業の会計基準は IFRS、それ以外は IFRS for SMEs または各国基準という 2 階層構造で、監査基準は 1 階層である（なお、アメリカの場合は、会計基準は FASB（財務会計審議会）の公表する基準の 1 階層だが、監査基準は PCAOB 基準と AICPA 基準の 2 階層である⁽⁴⁾）。

最後に、いわゆる大手会計事務所の上場企業の監査のシェアは非常に高い（金融庁 [2017]、

P40）が、非上場・中小企業の法定監査の範囲が広いことから、非上場・中小企業の監査業務を広範に行っている大手会計事務所もあると思われる。

IV 日本の非上場企業・中小企業監査の論点

1. 日本の非上場・中小企業の会計と IFRS または IFRS for SMEs の関係

「中小企業等の会計については、IFRS の影響を受けないようにする」という行政庁の方針があるため、中小企業の会計と IFRS または IFRS for SMEs は基本的には遮断された関係である（金融庁 [2012]、P9）。これは、リソースの少ない中小企業の作成・開示負担を考えると妥当な方針だと考えられる。すなわち、現実的には、余程の規模の非上場企業・中小企業でない限り、企業会計や税務会計に関する調査や方針の決定は顧問税理士などに依存していることが多く、実務的には税理士は税務会計に注力することからも IFRS の影響を受け基準の修正も頻繁である会計基準では中小企業には過度な負担となるからである。

したがって、法定監査の対象ではない非上場企業・中小企業の財務報告については、中小指針または中小要領を使用することが想定されている。なお、中小指針については、日本の会計基準が IFRS 等の影響により頻繁に改正されることから、ほぼ毎年改正されている。これは、IFRS for SMEs が中小企業の負担を考えて、おおよそ 6 年を経過しないと修正しないという方針と比べると頻繁である。ただし、実務では、中小指針や中小要領にしたがって、決算を行っている非上場企業・中小企業すら少ないと考えられることから、結果的に、非上場企業・中小企業の会計は税務会計が現実的には中心であ

る。また、税務会計はあくまで課税の公平のための租税法に基づくものであって、有用な会計情報の提供を一義的な目的とするものではないことに留意すべきである。もっとも、小規模・零細な規模の企業であれば、どのような財務報告の枠組みであろうと、報告数値は大きくは変わらないと推測される⁽²⁾。

2. 民法改正と最近の行政庁の銀行の貸出姿勢に対する見方

平成 29 年の民法（債権法）改正により、中小企業の個人保証は、経営者保証を除き難しくなった（改正民法 465 条の 6）。すなわち、第三者が保証を行うためには公正証書で保証人の意思表示がなければ効力がないものとされ、手続きが厳格となったため、非上場企業・中小企業に対する経営者以外の第三者による保証はこれから益々実行されなくなるだろう。

また、金融庁は、従来から地域金融機関に、貸出先の事業・収益力を基に融資判断するように求めている、その傾向は強まっている。たとえば、廃止予定の金融検査マニュアルによると「金融機関には、適切にリスク管理態勢の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待され」ており（金融庁 [2015], P25）、経営者保証に依存しない融資の一層の促進が期待されている。「経営者保証に関するガイドライン」や、日本型金融排除⁽³⁾の方針にも同様のことが言える。

以上を繰り返すと、行政庁の方針によれば、担保・保証ではなく、企業の収益力や成長性を金融機関が評価して融資することが一層期待されている。とすると、企業の収益力や成長性を評価するための前提として、過去の財政状態や業績などの会計情報が適切に作成・開示されていることが必要である。そのため、融資者の

意思決定に関連性のある情報を提供すると考えられる会計基準に準拠した財務報告を非上場企業・中小企業が提供することについてのニーズが高まる可能性がある。非上場企業・中小企業にとっては税務会計ではなく、中小指針または中小要領がまず選択すべき財務報告の枠組みの候補として考えられるが、IFRS for SMEs も選択肢としてあり得るのではないだろうか。

3. 会社法における論点

既述のように、非上場企業・中小企業が今後利用する企業会計の慣行（会計基準またはガイダンス）には様々な選択肢がある。

ところで、現在の会社法の規整のもと、株式会社、特例有限会社および合同会社などが事業活動を行っているが、これらはすべて有限責任である。したがって、会社が倒産したとしても株主や社員の責任は出資限度に留まるから、債権者は会社財産により債権を回収することになる。金融機関は、従来は担保・保証を求めていたから問題はないが、2. で述べたような行政庁の方針が融資実務に浸透するようになると、非上場企業・中小企業といえども意思決定に有用な会計情報の開示が債権者などから求められるようになる可能性がある。さらに、中小企業の会社法に基づく決算公告も形骸化しているため（田中 [2016], P396）、金融機関ではない債権者、消費者や従業員などは、企業の会計情報を得ることができず、取引の安全保護や消費者保護という点で問題がある。

4. 公認会計士等による監査・保証業務とその長所および短所

ほとんどの中小企業の決算は、税務会計をベースにしているが、担保・保証に依存しない事業内容や会計情報に基づく意思決定が一層求

められる可能性がある中では、一定規模・業種の企業の財務報告に対して公認会計士等による監査・保証業務の提供という形での第三者による信頼性の付与が必要な場面があると考えられる。

会社法において、会計参与が計算書類を企業とともに作成することで信頼性を付与するという役割が期待されていたが、実際の利用例はごく少数に留まるようである。また、同一ではないが、これに少し近い制度として税理士による決算書についての法人税法 33 条の 2 の書面添付制度もあるが、実際の利用は少ないとされる（財務省 [2016], P151）。

II 1. ⑦の事業体のうち一定の規模要件を満たす事業体は公認会計士等による法定監査の対象として制度化され⁽⁴⁾、中堅規模の非上場企業・中小企業よりも小さい事業体が法定監査の対象となる場合がある。すなわち、既述したが補助金を受領する学校法人などでは法定監査が既に導入されているし、一定規模の社会福祉法人・医療法人に対しても法定監査が導入されつつある。非上場企業・中小企業の中にはこれらの事業体を上回る規模のものがあるが、財務報告の適正性に対して第三者による信頼性の付与が求められない現状は、単純な比較かもしれないが、制度上衡平を欠くと言われてもおかしくはないと考える。

つまり、非上場企業・中小企業の財務報告（企業会計）の枠組みが中小指針、中小要領または、IFRS for SMEs にしたがって、表面的に基準などに準拠していたとしても、何らかの第三者による信頼性の付与がなくては、会計情報自体の有用性は低くなるのではないだろうか。なお、中小指針または中小要領に従った財務報告は特別目的の財務報告の準拠性についての監査になるし、IFRS for SMEs であれば一般目的財務報告の適正表示についての監査となるが、利

害関係者の観点でいえば、財政状態や業績の信頼性に特に関心が高いと思われ、準拠性か適正性かの違いはさほど重要ではないのではないかと考える。

しかし、そもそも日本の非上場企業・中小企業においては、監査・保証業務を求めるインセンティブは非常に低いか全くないといえる。企業が自ら監査を受けるというよりも、融資者のニーズ、決算公告や税務申告も含めた法制度に基づく要求がない限り、進んで監査・保証のコストを掛けようということは考えにくい。なお、地域金融機関ではない海外の金融機関の融資、格付けの取得、または外資系企業の傘下に入るなど企業を取り巻く環境が変われば、監査・保証業務の提供のニーズは強くなるだろう、その場合、IFRS for SMEs の活用もあり得る。

もとより、日本の現行の法定監査制度も旧証券取引法の導入が端緒であるから、自然発生的に監査制度が浸透し後に法定監査が導入されたイギリスやアメリカとは監査・保証制度の成り立ちや利害関係者の認識が異なる。従来は、行政庁においても、融資者においても、非上場企業・中小企業に対して監査・保証業務が必要とは考えていなかったのだろう。これは、日米の監査人の違いは、「十分な監査がないと株主が納得しない状況が背景にあるかどうかである」という指摘が参考になる（江頭 [2007], P210）。要は監査報告がないと、融資者や出資者が納得しない場合（国）と、公認会計士等の監査に重きを置かない場合（国）との違いに基づいていると考えられ、これは上場企業だろうが、非上場企業・中小企業だろうが関係者の認識は変わらないだろう。この点、日本では企業会計や会社法よりもむしろ非営利分野の方が監査・保証業務への理解や浸透が進んでいるのではないかと考える。

監査・保証の長所は、いうまでもなく、財務

報告の適正性の担保または信頼性の付与にある。投資家・融資者・取引先等の利害関係者に対して信頼性の高い過去情報が提供されることにより意思決定に際して依拠し得る情報を提供できる。

他方、短所はコストの増加や企業自身や行政庁が監査・保証業務の便益を感じていないことである。しかし、短所は適正表示の枠組で用いられる監査ではなく、何らかの保証業務（特別目的の監査または監査よりも保証水準の低い業務）などによりコストが便益を上回ることも考えられるのではないだろうか。

注

- (1) もっとも、FAF（財務会計基準財団）内に設置されたPCC（非公開会社協議会）の提言に従い、FASBは非公開会社向けの会計基準の簡素化を行っている。
- (2) 斎藤・弥永〔2010〕においても、ごく小規模な私的会社などには、税法で対処する可能性もあるという考えが示されている。
- (3) 日本型金融排除とは、金融庁「金融行政方針」（2016年10月）によると、「十分な担保・保証のある先や高い信用力のある先以外に対する金融機関の取組みが十分でないために、企業価値の向上が実現できず、金融機関自身もビジネスチャンスを逃している状況」である。
- (4) たとえば、社会福祉法人であれば、平成29年度から収益30億円または負債60億円を超える法人は法定監査の対象となり、基準値も平成33年度までに引き下げられる予定である。

参考文献

中小企業庁〔2006〕『信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について』。
江頭憲治郎〔2007〕「経済団体等による法の形成・執行と利益相反問題」江頭憲治郎・碓井光明編『法の再構築Ⅰ』東京大学出版会、193頁-211頁。
European Union〔2013〕“DIRECTIVE 2013/34/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on the annual financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain types of undertakings, amending Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of

the Council and repealing Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC”. Brussels, Belgium.

Federation of European Accountants (FEE) [2016] “Audit exemption thresholds in Europe”. Brussels, Belgium.

International Federation of Accountants [2016] “The relationship between Accountancy Expertise and Business Performance, A review of the Literature”. New York, United States.

International Accounting Standards Board [2015] “International Financial Reporting Standards for Small and Medium-sized Entities”. London, U.K.

IFRS Foundation [2013] “Guidance for Micro-Sized Entities”. London, U.K.

IFRS Foundation [2017] “IFRS for SMEs Update”. London, U.K.

河崎照行〔2011〕「中小企業の会計」安藤英義ほか編『体系 現代会計学第5版 企業会計と法制度』中央経済社、119頁-146頁。

河崎照行編著〔2015〕『中小企業の会計制度』中央経済社。

河崎照行〔2017〕「中小企業会計の歩みと制度的課題」『会計・監査ジャーナル 746号』123頁-128頁。

金融庁〔2012〕『国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）』。

金融庁〔2015〕『金融検査マニュアル（預金等受け入れ金融機関に係る検査マニュアル）』。

金融庁〔2016〕『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』。

金融庁〔2017〕『監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第一次報告）』。

経営者保証に関するガイドライン研究会〔2013〕『経営者保証ガイドライン』。

Nordic Federation of Public Accountants (NRF) [2015] “Standard for Audits of Small Entities” (Agenda Item E4.1 NSS-IAASB Meeting). Copenhagen, Denmark.

町田祥弘〔2015〕「監査規制をめぐる新たな動向と課題—監査事務所の強制的交代の問題を中心として—」『会計・監査ジャーナル』725号、81頁-92頁。

斎藤静樹・弥永真生〔2010〕「【対談】会社法と会計制度」江頭憲治郎・弥永真生編『会社法コンメンタール 計算等（1）』商事法務。

田中亘〔2016〕『会社法』東京大学出版会。

弥永真生〔2003〕「中小企業の監査」『税研』111号、45頁-50頁。

弥永真生〔2011〕「会社法会計の現状と課題」安藤英義ほか編『体系 現代会計学第5版 企業会計と法制度』中央経済社、51頁-73頁。

弥永真生 [2012] 「中小企業の会計」『会計・監査ジャーナル』679号, 81頁-92頁。

弥永真生 [2014] 「中小会社の計算書類の信頼性の確保－アメリカ(1)」『筑波ロー・ジャーナル』16号, 37頁-61頁。

弥永真生 [2015a] 『会計監査人論』同文館。

弥永真生 [2015b] 「債権法改正と会社法」神作裕之ほか編『企業法制の将来展望 資本市場制度の改革への提言 2015年版』資本市場研究会, 51頁-73頁。

弥永真生 [2015c] 「中小会社の計算書類の信頼性の確保－EUと南アフリカ」『筑波ロー・ジャーナル』

18号, 83頁-110頁。

弥永真生 [2016] 「財務報告の負担軽減へ 連合王国(UK)の中小企業会計の動向」『企業会計』68号, 102頁-106頁。

弥永真生 [2016] 「中小会社の計算書類の信頼性の確保：IAASB/IFAC/フランス」『筑波法政』65号, 1頁-13頁。

財務会計基準機構 [2010] 『非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書』。

財務省 [2016] 『平成27事務年度 国税庁実績評価書』。